令和　　年　　月　　日

欠格事由非該当誓約書

沖縄県知事　殿

　私は、「家畜改良増殖法第17条第1項又は第2項第3号若しくは第4号」の規定に該当しないことを誓約します。

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　印

生年月日

【参考】　家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第17条第1項、第2項第3号及び第4号

第1項　この法律、家畜伝染予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保に関する

法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し

罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から

二年を経過しない者には、前条第一項の免許を与えない。

第2項第3号　家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法

律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者（前項に規定する者は除く。）

第2項第4号　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者（前項に規定する者を除く。）